第32回入善町農業委員会議事録

令和2年3月10日午後3時30分から第32回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 18名

 1番 五十里 章
 2番 米澤一博
 3番 中島茂樹
 4番 高澤清晶

 5番 島瀬康一
 6番 塚田周一
 7番 城崎久満
 8番 松原二美榮

 9番 米山義隆
 10番 鍋嶋太郎
 11番 上島幸夫
 12番 谷口和子

16番 田中吉春

17番

酒 井 良 博

18番 長原 均

13番 米田喜代美

欠席委員 1名

14番 山崎 林太郎

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

15番 愛場義豊

入善町農業委員会 事務局長 小 堀 勇 入善町農業委員会 係 長 島 尻 淳 子 入善町農業委員会 主 事 道 下 玲 也 入善町農業委員会 主 事 浦 田 佳 明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1 会期及び議事日程の件

日程第2 議事録署名委員決定の件

日程第3 議案第113号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第114号 農地法第5条の規定による意見進達について

日程第5 議案第115号 農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第116号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について

議長(鍋嶋 太郎)

ご苦労様です。現在、新型肺炎が流行しています。感染拡大を防止するため、次々と研修会が中止になっています。皆さまにおかれましても不要不急の外出を控えていただきたいと思います。また、段々と温かくなってきました。農作業も忙しくなりますが作業時は安心・安全に進めてくださいますようお願いいたします。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは第32回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

-- 議事録署名委員決定の件 --

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。15 番愛場委員と 16 番田中委員に決 定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第113号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第113号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は入善町高畠〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は754 m²です。

譲渡人は入善町高畠○○番地の○○さん、譲受人は入善町高畠○○番地の○○さんです。

申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は徒歩で10分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が40年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年120日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、10,663 m²となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、 原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸に は当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における 農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を 満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると 考えます。

農業委員による意見書の確認印は、島瀬委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は入善町舟見○○の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は1,907

m²です。

譲渡人は朝日町山崎○○番地の○○さん、譲受人は入善町舟見○○番地の○○さんです。

申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は徒歩で10分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が50年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年120日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、9,430 ㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、 原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸に は当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における 農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を 満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると 考えます。

農業委員による意見書の確認印は、愛場委員にいただいております。

以上2件です。よろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

島瀨委員

申請地は仲間田であり畦畔もなく、譲受人が耕作されているということなので問題はないと判断し確認印を押しました。

愛場委員

事務局の説明のとおりであり、現地も確認した結果、問題はありませんでした。

議長(鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。 よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第113号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定します。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第4、議案第114号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第114号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番。農地の所在地は入善町入膳字猿角場〇〇の1筆で、台帳地目は畑、現況地目は宅地で、 面積は330㎡です。

譲渡人は入善町入膳○○番地の○○さん、譲受人は入善町入膳○○番地の○○さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の○○さんは、申請地を昭和51年に借り受け、自己の住宅を建設し昭和63年、平成元年の増築を行い現在に至っております。この度、この申請地を売買することになりましたが、農地法の許可を受けていないことが判明し、今回始末書をつけての申請となりました。

申請面積は、330㎡と、住宅、庭等として利用するために必要な面積と認められます。また、排水につきましては、合併浄化槽を使用しており、雨水につきましては隣接する排水路へ流しております。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、都市計画法上の用途区域内にある農地であることから、第3種農地であると判断します。

第3種農地の転用であることから、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)による、「第3種農地は許可することができる」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

申請地は、用途区域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番。農地の所在地は入善町東狐〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は314 m²です。

貸渡人は入善町東狐○○番地の○○さん、借受人は滑川市柳原○○番地の○○さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

借受人の○○さんは、現在、滑川市のアパートにて妻と子供の3人で生活していますが、子供の面倒を妻の両親に見てもらいたいことから、妻の実家に自己の住宅を新築する計画を立てました。しかし、実家の敷地内ではスペースに余裕がなく、やむを得ず、実家に隣接している申請地に新築するため、今回の申請となりました。

申請面積は、314㎡と、住宅、駐車場、家庭菜園等として利用するために必要な面積です。排水につきましては、町道下飯野新東狐中央線にあります下水道に接続可能です。雨水につきましては、隣接する排水路へ流す計画となっております。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第

2010(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められない」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺の当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種 農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、令和2年2月17日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、2件です。よろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

米澤委員

事務局の説明のとおりであり、問題はありませんでしたので確認印を押しました。

島瀨委員

実家に隣接し周囲の農地への影響もないことから問題はないと判断しました。

議長(鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第114号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、 ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第5、議案第115号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から 説明をお願いいたします。

事務局

議案第115号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和2年3月10日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、119件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請もありますので、議案第116号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」も合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和2年3月10日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとすることとなっております。件数が多いので、別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区 2件、15筆、25,424㎡ 上原地区 4件、19筆、37,620㎡ 青木地区 5件、7筆、5,907㎡ 飯野地区 22件、43筆、79,933㎡ 小摺戸地区はありません。

が指尸地区はありません。 新屋地区 10件、27筆、39,541㎡ 椚山地区 15件、37筆、58,632㎡ 横山地区 9件、19筆、32,621㎡ 舟見地区 1件、7筆、16,300㎡ 野中地区 4件、16筆、33,242㎡

以上、新規の合計は、72件、190筆、329,220㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 3件、5筆、8,962㎡ 上原地区 1件、1筆、1,872㎡ 青木地区 1件、2筆、5,427㎡ 飯野地区 24件、31筆、59,224㎡ 小摺戸地区はありません。 新屋地区 8件、35筆、60,045㎡ 椚山地区 7件、19筆、36,235㎡ 横山地区 1件、2筆、2,753㎡ 舟見地区 1件、4筆、5,608㎡

野中地区 1件、1筆、3,680㎡

以上、再設定の合計は、47件、100筆、183,806㎡です。 新規、再設定合わせて、119件、290筆、513,026㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用 地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合してい ると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。 よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第115号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第116号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長(鍋嶋 太郎)

以上で本日の議題は全て終了いたしましたが、その他、何かご意見等はございませんか。 それでは、事務局から何かありますか。

事務局

配布物の確認です。お手元に農作業機付き農耕トラクタの公道走行に関するガイドブックと新型コロナウイルス感染症に関する案内があると思いますので、ご一読ください。 事務局からは以上です。

議長(鍋嶋 太郎)

その他、何かご意見等はございませんか。

議長(鍋嶋 太郎)

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第32回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、4月8日水曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

(閉会 午後4時10分)